

平成 30 年 10 月 1 日

指定居宅介護支援事業所 管理者 様

横手市健康福祉部高齢ふれあい課

訪問介護(生活援助中心型)の回数が多いケアプランの届出について(通知)

日頃より横手市の介護保険事業の運営にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

さて、平成 30 年 10 月より訪問介護における生活援助中心型サービスについては、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、通常の利用状況からかけ離れた利用回数となっているケアプランについて、横手市への届出が義務付けられました。提出書類等については下記のとおりです。

1. 厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護

訪問介護(生活援助中心型サービス)の回数(1月あたり)

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基準回数	27回	34回	43回	38回	31回

※上記の回数には、身体介護に引き続き生活援助が中心である訪問介護を行う場合(生活援助加算)の回数を含みません。

2. 届出の対象および提出期限

平成 30 年 10 月 1 日以降に、利用者の同意を得て交付(作成又は変更)した居宅サービス計画において、上記の回数以上の訪問介護を位置づけたものについて、交付した月の翌月の末日まで提出してください。 ※10 月に居宅サービス計画を作成した場合、11 月末日までに届出が必要です。

3. 提出書類

- ① 訪問介護(生活援助中心型)の回数が多いケアプランの届出書(兼理由書)
- ② 居宅サービス計画書「第 1 表」「第 2 表」の写し
※居宅サービス計画書「第 1 表」は、利用者へ交付し署名があるもの
- ③ 週間サービス計画表「第 3 表」の写し
- ④ サービス担当者会議の要点「第 4 表」の写し

4. 提出先

横手市健康福祉部高齢ふれあい課介護保険係 (横手市役所本庁舎 4 階)

5. その他

届出内容について、問い合わせることがあります。